

大原発 第339号
2019年12月19日

原子力規制委員会 殿

届出者

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

代理人

福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1
関西電力株式会社 大飯発電所
所長 文能 一成

大飯発電所第2号機 主蒸気管、1次冷却設備配管に係る 溶接安全管理審査申請書の取り下げについて

平成23年11月29日付け大原発第404号により申請（平成24年2月22日付け大原発第552号、平成24年6月15日付け大原発第100号、平成24年6月27日付け大原発第122号、平成24年8月28日付け大原発第229号、平成24年12月4日付け大原発第481号、平成25年4月1日付け大原発第5号、平成25年7月2日付け大原発第162号、平成25年7月12日付け大原発第217号、平成25年10月1日付け大原発第326号、平成27年7月3日付け大原発第137号、平成28年7月6日付け大原発第131号、平成29年4月6日付け大原発第2号、平成30年7月4日付け大原発第142号、2019年5月17日付け大原発第56号、2019年6月14日付け大原発第80号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第2号機主蒸気管、1次冷却設備配管に係る溶接安全管理審査申請につきましては、以下の理由により取り下げることと致します。

大飯発電所第2号機については、平成30年11月22日付け関原発第411号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の3第2項の規定に基づく発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請を原子力規制委員会殿に対して行い、2019年12月11日に認可されました。

これに伴い、前記溶接安全管理審査申請における検査未了設備は、廃止措置段階において機能を維持すべき設備に該当しないことから、前記溶接安全管理審査申請について取り下げることと致しますのでよろしくお取り計らい願います。